

政令第百四号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二十九条第二項及び第三十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「平成二十九年四月」を「平成三十年四月」に、「十三万九千三百三十円」を「十四万円」に、「五万四千五百円」を「五万七千七百円」に、「四万七千九百五十円」を「四万八千八百八十円」に、「三万四千二百七十円」を「三万四千四百三十円」に、「一万七千八百八十円」を「一万七千二百七十円」に改める。

第十八条第一項中「七万八十円」を「七万九百九十円」に改め、同条第二項第一号中「十万五千三百三十円」を「十万五千二百九十円」に、「二万八千七百七十円」を「二万九千九百八十円」に改め、同項第二号中「二万八千七百七十円」を「二万九千九百八十円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成三十年三月以前の月分の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

3 平成三十年三月以前に受けた介護に係る原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の額については、なお従前の例による。

理由

全国消費者物価指数が上昇したことに伴い、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による医療特別手当等の額を、同法の定める自動改定の規定に基づき引き上げるとともに、原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、同法による介護手当の額を引き上げる必要があるからである。